

# 平成 30 年度岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会

日時：平成 31 年 1 月 18 日（金）

19:00～20:30

場所：ピュアリティまきび 橋

## 1 開会

- 2 岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会委員について (P 1)
- ・会長・副会長の選出

## 3 協議事項

### (1) 平成 29 年度の実績について

- ・新生児聴覚検査スクリーニング実施状況 (P 2～P 3)

### (2) 平成 30 年度事業について

- ・新生児聴覚検査委託契約医療機関 (P 4～P 5)
- ・外来スクリーニング機関 (P 6)
- ・平成 30 年度岡山県新生児聴覚検査事業実施体制について (P 7)

### (3) 今後の新生児聴覚検査事業体制について (P 8～P 11)

### (4) 新生児聴覚検査事業手引きの改訂について (P 12～P 15)

### (5) その他

## 4 閉会

### 【配付資料】

- ・協議会資料
- ・資料 1 MB-11 ベラフォン
- ・資料 2 岡山県新生児聴覚検査事業の手引き（改訂 4 版）（案）



平成30年度岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会委員

平成31年1月現在

氏名	所属・役職	備考
松山 正春	岡山県医師会 会長	新任
藤本 政明	岡山県医師会 常任理事	
國富 泰二	岡山県医師会 理事	
田淵 和久	岡山県医師会 理事	
小田 慈	岡山大学名誉教授	
片岡 祐子	岡山大学病院耳鼻咽喉科 講師	
御牧 信義	倉敷成人病センター 小児科主任部長	
福島 邦博	早島クリニック耳鼻咽喉科皮膚科 院長	
福田 章一郎	川崎医療福祉大学医療技術学部感覚矯正学科 教授	
問田 直美	児童発達支援センター 岡山かなりや学園 園長	
村尾 正治	岡山市保健所 保健医療専門監	
吉岡 明彦	倉敷市保健所 所長	欠席
大田 弥生	岡山県市町村保健師研究協議会	欠席
毛利 好孝	岡山県保健所長会	新任
林 栄昭	岡山県教育庁特別支援教育課長	
山野井 尚美	岡山県保健福祉部健康推進課長	

順不同

< 事務局 >

國富 優香	岡山県保健福祉部健康推進課 母子・歯科保健班 総括参事	
沖野 雄一郎	岡山県保健福祉部健康推進課 母子・歯科保健班 主任	

# 協議事項(1)

岡山県保健福祉部健康増進課  
平成30年12月1日現在

新生児聴覚スクリーニング実施状況(年度別)

区分	H13年度計	H14年度計	H15年度計	H16年度計	H17年度計	H18年度計	H19年度計	H20年度計	H21年度計	H22年度計	H23年度計	H24年度計	H25年度計	H26年度計	H27年度計	H28年度計	H29年度計	総計(人)	受検率・要検率等
スクリーニング対象新生児数	8,549	12,895	13,394	13,285	13,173	13,602	13,834	13,891	14,172	14,783	14,832	14,427	14,265	13,447	13,001	13,083	13,083	228,533	-
スクリーニング数(初回検査)	8,361	12,665	13,222	13,098	13,028	13,480	13,720	13,891	14,172	14,783	14,832	14,427	14,265	13,447	13,001	13,083	13,083	5,222	1.85
要検数(再検査)	126	242	301	316	296	317	306	330	373	351	357	316	297	334	334	322	242	-	-
うち再検	36	55	67	74	67	79	75	102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち片側	90	187	234	242	229	238	231	228	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再検査で要検数(再検査検査)	33	64	67	84	64	62	96	87	78	81	76	70	58	79	79	62	70	1,241	0.54
うち再検	15	25	26	24	20	24	27	36	23	15	21	19	14	24	24	19	19	383	0.15
うち片側	18	39	41	60	44	38	69	51	55	66	55	51	43	55	55	43	51	857	0.39
正常	16	32	32	35	26	21	35	30	30	40	38	28	28	34	34	19	27	523	0.21
聴覚障害	15	31	33	44	32	37	54	45	44	38	35	37	30	43	43	35	28	634	0.21
うち再検	7	14	20	14	14	21	21	25	20	17	15	17	8	20	20	19	12	288	0.09
うち片側	8	17	13	30	18	16	33	20	24	21	20	20	22	23	23	16	16	346	0.12
経過観察中	0	0	1	2	2	2	3	5	2	3	0	0	0	1	1	6	11	40	0.08
うち再検	0	0	0	0	0	1	2	3	0	2	0	0	0	1	1	3	8	20	0.06
うち片側	0	0	1	2	2	1	1	2	2	1	0	0	0	0	0	3	3	20	0.02
未確定(転出を含む)																			
うち再検																			
うち片側																			
未受診(他施設受診中含む)	0	0	0	0	2	1	1	4	1	0	1	1	0	0	0	1	1	15	0.01
うち再検	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	6	0.01
うち片側	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9	0.00
死亡	2	1	1	3	2	1	3	3	3	1	0	4	0	1	1	0	2	26	0.15
人口動態統計月報	14,145	18,264	17,789	17,427	16,825	17,120	17,244	16,781	16,507	16,630	16,871	16,221	16,052	15,639	15,194	14,833	14,833	279,427	
受検率	59.11%	69.34%	74.33%	75.16%	77.43%	78.74%	79.56%	82.78%	85.85%	88.89%	87.91%	88.94%	88.87%	88.89%	88.50%	88.20%	88.20%	81.79%	88.20

# 協議事項(1)

平成29年度 新生児聴覚スクリーニング 保健所管内別実施状況(H29.4～H30.3)

医療圏	保健所・支所名	市町村名	H29出生数			スクリーニング数			実施率		
			①市町村別	②保健所別	③医療圏別	④市町村別	⑤保健所別	⑥医療圏別	⑦=④/① 市町村別	⑧=⑤/② 保健所別	⑨=⑥/③ 医療圏別
県南東部	岡山市	岡山市	6,157	6,157	7,307	5,392	5,392	6,420	87.58%	87.58%	87.86%
		備前	玉野市	345		586	325		538	94.20%	
	瀬戸内市	192	175	91.15%							
	吉備中央町	49	38	77.55%							
	東備	備前市	185	564		134	490		72.43%	86.88%	
		赤磐市	311			292			93.89%		
		和氣町	68			64			94.12%		
県南西部	倉敷市	倉敷市	4,257	4,257	5,704	3,938	3,938	5,128	92.51%	92.51%	89.90%
		備中	早島町	107		636	103		465	96.26%	
	総社市	529	362	68.43%							
	井笠	笠岡市	242	811		209	725		86.36%	89.40%	
		井原市	200			166			83.00%		
		浅口市	198			193			97.47%		
		里庄町	86			81			94.19%		
矢掛町	85	76	89.41%								
高梁・阿新	備北	高梁市	147	147	273	107	107	229	72.79%	72.79%	83.88%
	新見	新見市	126	126		122	122		96.83%	96.83%	
真庭	真庭	真庭市	284	290	290	261	265	265	91.90%	91.38%	91.38%
		新庄村	6			4			66.67%		
津山・英田	美作	津山市	760	946	1,259	629	785	1,041	82.76%	82.98%	82.68%
		鏡野町	86			73			84.88%		
		美咲町	80			63			78.75%		
		久米南町	20			20			100.00%		
	勝英	美作市	141	313		116	256		82.27%	81.79%	
		勝央町	106			91			85.85%		
		奈義町	58			43			74.14%		
		西粟倉村	8			6			75.00%		
計			14,833	14,833	14,833	13,083	13,083	13,083	88.20%	88.20%	88.20%

① 平成29年4月～平成30年3月分の人口動態調査による実数

No.	医療機関名	住所	電話番号
1	社会医療法人鴻仁会 岡山中央病院	岡山県岡山市北区伊島北町6番3号	086-252-3224
2	川崎医科大学総合医療センター	岡山県岡山市北区中山下二丁目6番1号	086-225-2111
3	岡山済生会総合病院	岡山県岡山市北区国体町2番25号	086-252-2211
4	岡山市立市民病院	岡山県岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号	086-737-3000
5	岡山大学病院	岡山県岡山市北区鹿田町二丁目5番1号	086-223-7151
6	岡山赤十字病院	岡山県岡山市北区青江二丁目1番1号	086-222-8811
7	医療法人 ももレディースクリニック	岡山県岡山市北区西花尻1200番地の3	086-903-2248
8	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター	岡山県岡山市北区田益1711-1	086-294-9911
9	医療法人生萌会 さわだレディースクリニック	岡山県岡山市南区西市584番地の1	086-246-4103
10	三宅医院	岡山県岡山市南区大福369番の8	086-282-5100
11	医療法人 岡南産婦人科医院	岡山県岡山市南区平福2-6-43	086-264-3366
12	医療法人 橋本産婦人科医院	岡山県岡山市南区築港新町一丁目7番12号	086-264-4411
13	医療法人 サン・クリニック	岡山県岡山市中区中井二丁目15-13	086-275-3366
14	医療法人 井上医院	岡山県岡山市中区関22	086-279-4801
15	医療法人社団明和会 ベリネイト母と子の病院	岡山県岡山市中区倉益203-1	086-276-8811
16	岡山愛育クリニック	岡山県岡山市中区倉田508番地の8	086-276-8500
17	産科婦人科 浮田病院	岡山県岡山市東区西大寺南2-5-18	086-942-5850
18	医療法人国泰会 丹羽病院	岡山県岡山市東区東平島1036番地の3	086-297-5511
19	川崎医科大学附属病院	岡山県倉敷市松島577番地	086-462-1111
20	医療法人 山内産婦人科クリニック	岡山県倉敷市三田126番地の1	086-463-3550
21	西沢医院	岡山県倉敷市美和一丁目12番8号	086-421-2438
22	医療法人 至誠会 赤松病院	岡山県倉敷市老松町三丁目10番32号	086-425-3138
23	一般財団法人 倉敷成人病センター	岡山県倉敷市白楽町250番地	086-422-2111
24	公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院	岡山県倉敷市美和一丁目1番1号	086-422-0210
25	倉敷市立市民病院	岡山県倉敷市児島駅前2丁目39番地	086-472-8111
26	医療法人 浅桐産婦人科	岡山県倉敷市連島町鶴新田1266-1	086-444-9586
27	倉敷医療生活協同組合 総合病院水島協同病院	岡山県倉敷市水島南春日町1-1	086-444-3211
28	一般財団法人 赤堀病院	岡山県津山市椿高下33	0868-24-1212
29	医療法人 瑞生会 石井医院	岡山県津山市沼857番地の1	0868-24-4333
30	一般財団法人津山慈風会 津山中央病院	岡山県津山市川崎1756番地	0868-21-8111

		No.	医療機関名	住所	電話番号
岡山県	笠岡市	31	笠岡市立市民病院	岡山県笠岡市笠岡5628番地の1	0865-63-2191
		32	医療法人西井産婦人科 西井ウイメンズクリニック	岡山県笠岡市中央町2番地の11	0865-62-3249
	新見市	33	医療法人国際貢献大学校医療機構 国際貢献大学校メディカルクリニック	岡山県新見市哲多町本郷1334番地の1	0867-96-9188
	総社市	34	くにとみクリニック	岡山県総社市門田78番地の1	0866-92-0255
	真庭市	35	医療法人社団井口会 総合病院 落合病院	岡山県真庭市落合垂水251	0867-52-1133
広島県	福山市	36	医療法人社団 白河産婦人科	広島県福山市旭町8番3号	084-922-2235
		37	医療法人賢仁会 松岡病院	広島県福山市宝町5-32	084-923-0385
		38	医療法人秀明会 小池病院	広島県福山市明治町10番5号	084-932-3511
		39	医療法人社団碧会 井口産婦人科小児科医院	広島県福山市神辺町大字新湯野71番地の4	084-963-0730
		40	独立法人国立病院機構福山医療センター	広島県福山市沖野上町四丁目14番17号	084-922-0001
		41	公立学校共済組合 中国中央病院	広島県福山市御幸町上岩成148番13	084-970-2121
		42	よしだレディースクリニック 内科・小児科	広島県福山市新涯町三丁目19番36号	084-954-0341
	43	福山市民病院	広島県福山市蔵王町五丁目23番1号	084-941-5151	
尾道市	44	広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院	広島県尾道市平原一丁目10番23号	0848-22-8111	
鳥取県	鳥取市	45	国立大学法人 鳥取大学	鳥取県鳥取市湖山町南四丁目101番地	0859-33-1111
	倉吉市	46	鳥取県鳥取県立厚生病院 (※依頼票Aのみ)	鳥取県倉吉市東昭和町150番地	0858-22-8181
		47	打吹公園クリニック	鳥取県倉吉市仲ノ町770	0858-22-3790
	米子市	48	医療法人社団 ミオ・ファティリティ・クリニック	鳥取県米子市車尾南二丁目1番1号	0859-35-5211
		49	医療法人社団愛生会 母と子の長田産科婦人科クリニック	鳥取県米子市上後藤八丁目5番1号	0859-29-3131

## H30から検査を開始した医療機関

- ・福山市「松岡病院」

## H30から検査を中止した医療機関

- ・赤磐市「産科 婦人科 片山医院」
- ・福山市「医療法人社団 塚本産婦人科内科医院」

## 協議事項(2)

### 外来スクリーニング機関一覧表

医療機関名	住所
岡山赤十字病院	岡山県岡山市北区青江2-1-1
岡山済生会総合病院	岡山県岡山市北区国体町2-25
倉敷成人病センター	岡山県倉敷市白楽町250
津山中央病院	岡山県津山市川崎1756
総合病院 落合病院	岡山県真庭市落合垂水251



## 平成30年度の 岡山県新生児聴覚検査事業実施体制について

### 岡山県新生児聴覚検査事業について

- 検査単価は1回5,540円で、最大2回まで公費負担を行います。対象となるのは自動ABR(アトムメディカル社製ネイタスアルゴ)による新生児の聴覚検査です。
- 自己負担額は、市町村により異なります。「別冊母子保健ガイド」に挟み込まれている検査依頼票A、Bにより下記の自己負担額で検査を実施してください。
- 確認検査で要再検と判定され、精密検査が必要とされた場合には、精密検査機関への紹介に加え、保護者の不安解消や適切な助言を行うため、市町村の保健師による個別対応が求められることから、「新生児聴覚検査再検者連絡票」で県健康推進課母子・歯科保健班へご連絡ください。
- スクリーニングを実施した赤ちゃんがハイリスク新生児の場合には、新生児聴覚検査受診結果表に新生児聴覚検査事業の手引き(改訂3版)P.38に記載されたリスク因子番号を転記してください。

依頼票 **A**自己負担 2,700円/回  
(公費負担 2,840円)

市町村名	担当課・係	電話	市町村名	担当課・係	電話
岡山市	健康づくり課	(086)803-1264	赤磐市	健康増進課	(086)955-1117
倉敷市	健康づくり課	(086)434-9820	真庭市	健康推進課	(0867)42-1050
津山市	健康増進課	(0868)32-2069	美作市	健康づくり推進課	(0868)75-3911
玉野市	健康増進課	(0863)31-3310	浅口市	健康推進課	(0865)44-7114
笠岡市	子育て支援課	(0865)69-2132	和気町	健康福祉課	(0869)93-0531
井原市	健康医療課	(0866)62-8224	早島町	健康福祉課	(086)482-2483
総社市	こども課	(0866)92-8261	里庄町	健康福祉課	(0865)64-7211
高梁市	健康づくり課	(0866)21-0228	矢掛町	保健福祉課	(0866)82-1013
新見市	健康づくり課	(0867)72-6129	勝央町	健康福祉部	(0868)38-7102
備前市	保健課	(0869)64-1820	吉備中央町	保健課	(0866)54-1326
瀬戸内市	健康づくり推進課	(0869)26-5962			

依頼票 **B**自己負担 なし  
(公費負担 5,540円)

市町村名	担当課・係	電話
新庄村	住民福祉課	(0867)56-2646
鏡野町	保健福祉課	(0868)54-2986
奈義町	こども・長寿課	(0868)36-6700
西粟倉村	保健福祉課	(0868)79-7100
久米南町	保健福祉課	(086)728-2047
美咲町	健康福祉課	(0868)66-1195

## 連絡先

◎制度全体に関するお問い合わせ  
岡山県健康推進課  
(086-226-7329)

◎個別のお支払いに関すること等  
各市町村担当課

## 協議事項(3)

### 今後の新生児聴覚検査事業体制について（ベラフォン導入後）

#### ●新生児聴覚検査実施後のフォローアップ体制について

##### 【現状】

現在は受診券を使用した検査ができる機器はネイタス・アルゴだけであり、検査数及び検査結果は国保連を通じて、市町村及び県へ情報が提供される。来年度からベラフォンが導入される予定であり、2種類の機器による検査体制となる。

#### 1. 課題

- ①検査機器が追加された後、「新生児聴覚検査ではpassだったにも関わらず、数年後に難聴と診断される」事例などへ対応できる体制を構築するため、検査機器の種類についても市町村及び県で把握する必要がある。
- ②ベラフォンによる検査を行った場合、少なくとも6歳（就学前）まで追跡しておく必要がある。

##### 【対応案】

- ・検査機器別に結果を集計するため、当面ベラフォンによる検査を分けて把握する。
  - ・受診券の様式に検査機器の記載欄を設ける。
- ①受診券の連絡事項の<チェックリスト>に  
「ネイタスアルゴ」「MB-11 ベラフォン」の欄を新設。
- ②市町村は国保連からの受診券により、検査結果及び使用機器を把握する。

#### 2. 県、市町村等の役割

##### ◆検査の実施状況・結果の把握

検査機器ごとの検査件数・refer件数を把握するため、下記の役割を設ける。

##### ①県の役割

- ・検査件数・refer件数を検査機器ごとに把握する。  
(市町村に情報提供の協力依頼)

##### ②市町村の役割

- ・使用された受診券の情報をもとに、新生児聴覚検査時の検査結果及び使用機器を把握する。  
(県からの要請に基づき、情報提供)

##### ③検査機関

- ・検査結果及び使用機器を母子健康手帳と受診券に記載する。

##### ④岡山かなりや学園、特別支援学校

- ・入園児の新生児聴覚検査時の検査結果及び使用機器を把握する。

##### ◆検査の精度の確認

- ・検査機器が追加された後、疑義が生じた場合は、岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会を開催し、対応を協議する。

#### 3. ベラフォン導入の時期について

導入予定時期：平成31年4月

## ベラフォンによる検査の長期フォロー体制について（案）

MB-11 ベラフォンについては長期フォローアップデータがないため、次のとおり対応する。

- ・モニタリング期間を設け、フォローアップする。
- ・そのモニタリング結果に基づき、MB-11 ベラフォンの岡山県新生児聴覚検査事業のスクリーニング機器としての妥当性を検討する。
- ・モニタリング期間中、1年毎にMB-11 ベラフォンの精度管理を行う。

### 1) スクリーニングデータの収集

県・協議会は各市町村に対して、岡山県新生児聴覚検査事業の安定的維持に資するため、新生児聴覚検査事業に係るデータの協議会への提供を依頼する。

10,000 件のスクリーニングデータ取得を目標とする。

### 2) 精度管理

協議会は年1度、スクリーニングデータを基にスクリーニング機器の精度管理を行う。

### 3) モニタリング期間

10,000 件のスクリーニングデータを収集するまでとする。ただし必要に応じて延長する。

### 4) モニタリングの中止

協議会はモニタリング期間中であっても精度管理結果等に基づき、岡山県新生児聴覚検査事業のスクリーニング機器の使用中止を助言する。

### 5) モニタリングの再開

協議会はモニタリング中止の原因を精査して、原因除去が確認できた場合、モニタリングを再開する。

### 6) モニタリングデータの収集

県・協議会は市町村から提供される岡山県新生児聴覚検査事業データの他、保健行政、教育行政からも子どもの耳の聞こえを評価するために必要なデータを収集し、多角的見地でモニタリング評価が実施できるよう、6歳（就学前）までのデータ収集に努める。

### 7) 母子（親子）健康手帳への新生児聴覚スクリーニング機器名の記載

協議会は子どもの耳の聞こえに関するフォローアップのスタートとして、新生児聴覚スクリーニング実施の日付、スクリーニング結果及び使用機器について母子（親子）健康手帳に記載するように、関係機関に依頼する。

### 8) スクリーニングデータの市町村へのフィードバック

県はスクリーニングデータ提供元の市町村に対して、新生児聴覚検査事業の質的向上に資する目的で、協議会が収集したスクリーニングデータを提供する。

### 9) 研修会の開催

県は岡山県新生児聴覚検査事業の質的維持あるいは向上を目的に関係機関を対象に研修会を開催する。

医療機関  
コード

分娩後の入院中にご利用ください。

新生児聴覚A

③赤い太線内は保護者が記入してください。

◎裏面をよく読んだ上で、検査を希望する場合は、この依頼票に必要事項を記入の上、医療機関へ提出してください。

保険者コード

## 新生児聴覚検査依頼票 A

フリガナ	
乳児氏名	男・女
生年月日	年 月 日
乳児住所	
受診月日	年 月 日

私は、裏面を読んだ上で、新生児聴覚検査を受けることを希望します。

年 月 日

保護者氏名 赤ちゃん  
(署名のこと) との続柄

住所 TEL

上記乳児の新生児聴覚検査を依頼します。

委託医療機関の長 様

## 新生児聴覚検査受診結果票

乳児氏名	
生年月日	年 月 日
乳児住所	(TEL)

初回検査	検査月日	年 月 日
	右耳：パス	要再検
	左耳：パス	要再検
確認検査	検査月日	年 月 日
	右耳：パス	要再検
	左耳：パス	要再検

連絡事項

<チェックリスト>  
検査機器：□ネイタスアルゴ □MB-11ベラフォン  
検査の結果について十分に説明を行いましたか。  
検査結果を母子健康手帳に記載しましたか。  
 紹介先の精密検査医療機関：( )  
 リスク番号：( ) 備考：( )  
※リスク番号は岡山県新生児聴覚検査事業の手引きを参照

依頼のあった左記乳児の新生児聴覚検査の結果は上記のとおりでした。

委託医療機関の  
所在地  
名称  
担当医師名

⑧

③医療機関へのお願い……  
左上に医療機関コードを記入してください。

## 新生児聴覚A

## 保護者の方へ

- (ア) 検査を受ける前に必ず4～6ページをお読みください。
- (イ) 本票は、一定の基準を満たす契約医療機関で使用することができます。検査を希望するときは、本票表面の保護者記入欄に記入して、母子健康手帳とともに医療機関の窓口へ提出してください。
- (ウ) 本票による検査の費用は、公費で最大2回まで一部負担しますので、保護者の方の自己負担額は1回2,700円となります。なお、検査結果等は市町村が把握し、お子さんへの保健指導や支援に活用します。
- (エ) 県外の医療機関で聴覚検査を受けたいとき、その他不明な点は市町村へお聞きください。
- (オ) 出産された医療機関が聴覚検査を実施していない場合や県外へ里帰り出産される方のために、外来スクリーニングも実施しています。詳しくは5ページをご参照ください。
- (カ) 本票は、お子さん以外は使用できません。また、他の市町村へ住所を移された方は、移転先の市町村へ本票の交換を申し出る必要がありますので、ご注意ください。
- (キ) スクリーニング検査機器は仕様上、生後6か月までの赤ちゃんが対象となっています。生後6か月までに検査を受けてください。

## 医療機関の方へ

- (ア) 検査費用は、県が定める単価5,540円で実施してください。公費負担と自己負担の割合は、新生児聴覚検査依頼票の種類(A・B)により異なりますが、本票Aについては、自己負担2,700円 公費負担2,840円で実施してください。
- (イ) 費用の請求については、本票の表面の所定事項をすべて記入の上、1か月分をとりまとめ、それに請求書及び送付書を添付して翌月10日までに岡山県国民健康保険団体連合会へ送付してください。
- (ウ) 「確認検査」欄は、確認検査を実施した場合のみ記入し、(イ)のとりまとめに当たっては、「確認検査あり」と「確認検査なし」に分けて編冊してください。
- (エ) 請求書は、依頼票の種類(A・B)ごとに「確認検査なし(初回検査のみ)」「確認検査あり」に分かれていますので、それぞれの件数を記入ください。
- (オ) 検査結果は、保護者の持っている「母子健康手帳(17ページ「検査の記録」の新生児聴覚検査の欄)」にも必ず記載してください。(記入例)右パス、左要再検

医療機関  
コード

分娩後の入院中にご利用ください。

新生児聴覚B

②赤い太線内は保護者が記入してください。

◎裏面をよく読んで上で、検査を希望する場合は、この依頼票に必要事項を記入の上、医療機関へ提出してください。

保険者コード

## 新生児聴覚検査依頼票 B

フリガナ	
乳児氏名	男・女
生年月日	年 月 日
乳児住所	
受診月日	年 月 日

私は、裏面を読んだ上で、新生児聴覚検査を受けることを希望します。

年 月 日

保護者氏名 赤ちゃん  
(署名のこと) との続柄  
住所 TEL

上記乳児の新生児聴覚検査を依頼します。

委託医療機関の長 様

## 新生児聴覚検査受診結果票

乳児氏名	
生年月日	年 月 日
乳児住所	(TEL)

初回検査	検査月日	年 月 日
	右耳: パス 要再検 左耳: パス 要再検	
確認検査	検査月日	年 月 日
	右耳: パス 要再検 左耳: パス 要再検	

連絡事項  
<チェックリスト>  
検査機器: ネイタスアルゴ MB-11ベラフォン  
検査の結果について十分に説明を行いましたか。  
検査結果を母子健康手帳に記載しましたか。  
紹介先の精密検査医療機関: ( )  
リスク番号: ( ) 備考: ( )  
※リスク番号は岡山県新生児聴覚検査事業の手引きを参照

依頼のあった左記乳児の新生児聴覚検査の結果は上記のとおりでした。

委託医療機関の  
所在地  
名称  
担当医師名

③ 医療機関へのお願い……  
左上に医療機関コードを記入してください。

## 新生児聴覚B

## 保護者の方へ

- (ア) 検査を受ける前に必ず4～6ページをお読みください。  
(イ) 本票は、一定の基準を満たす契約医療機関で使用することができます。検査を希望するときは、本票表面の保護者記入欄に記入して、母子健康手帳とともに医療機関の窓口へ提出してください。  
(ウ) 本票による検査の費用は、公費で最大2回まで全額負担しますので、保護者の方の自己負担はありません。なお、検査結果等は市町村が把握し、お子さんへの保健指導や支援に活用します。  
(エ) 県外の医療機関で聴覚検査を受けたいとき、その他不明な点は市町村へお聞きください。  
(オ) 出産された医療機関が聴覚検査を実施していない場合や県外へ里帰り出産される方のために、外来スクリーニングも実施しています。詳しくは5ページをご参照ください。  
(カ) 本票は、お子さん以外には使用できません。また、他の市町村へ住所を移された方は、移転先の市町村へ本票の交換を申し出る必要がありますので、ご注意ください。  
(キ) スクリーニング検査機器は仕様上、生後6か月までの赤ちゃんが対象となっています。生後6か月までに検査を受けてください。

## 医療機関の方へ

- (ア) 検査費用は、県が定める単価5,540円で実施してください。公費負担と自己負担の割合は、新生児聴覚検査依頼票の種類(A、B)により異なりますが、本票Bについては、自己負担なし 公費負担5,540円で実施してください。  
(イ) 費用の請求については、本票の表面の所定事項をすべて記入の上、1か月分をとりまとめ、それに請求書及び送付書を添付して翌月10日までに岡山県国民健康保険団体連合会へ送付してください。  
(ウ) 「確認検査」欄は、確認検査を実施した場合のみ記入し、(イ)のとりまとめに当たっては、「確認検査あり」と「確認検査なし」に分けて編冊してください。  
(エ) 請求書は、依頼票の種類(A、B)ごとに「確認検査なし(初回検査のみ)」「確認検査あり」に分かれていますので、それぞれの件数を記入ください。  
(オ) 検査結果は、保護者の持っている「母子健康手帳(17ページ「検査の記録」の新生児聴覚検査の欄)」にも必ず記載してください。(記入例) 右パス、左要再検

## 協議事項(4)

### 新生児聴覚検査事業手引きの改訂について

#### 主な変更点

- ①ベラフォン導入に伴う検査機器に関する記載の整理  
(P5、エ 岡山県新生児聴覚検査事業の対象となる検査機器)
- ②ベラフォン使用における母子健康手帳への記録の明記  
(P10、11、エ 新生児聴覚スクリーニング結果の母子(親子)手帳への記録)
- ③新たな検査機器導入の判断基準の明記  
(P7 オ 岡山県新生児聴覚検査事業の対象となる検査機器の追加導入、  
P39 Q&A Q5)
- ④【新規】遅発性難聴・進行性難聴に関する記載(リスク因子表など)  
(P15 ウ遅発性難聴・進行性難聴の場合)  
P37 資料集5 遅発性・進行性聴覚障害のリスク因子表 JCIH2007)
- ⑤受診券・依頼票の修正  
(・連絡事項<チェックリスト>に検査機器の欄を設けた、  
・住所→乳児住所とした)  
(P29 様式集1 新生児聴覚検査の依頼票様式)
- ⑥新生児聴覚検査再検者連絡票の修正  
(児の性別欄の追加、使用検査機器の欄の新設)  
(P30 資料集2 新生児聴覚検査要再検者連絡票)

新旧対照表（項目）

新	旧
<p>はじめに</p> <p>(1) 新生児聴覚スクリーニングの意義</p> <p>(2) 岡山県新生児聴覚検査事業の歴史</p> <p>1 岡山県新生児聴覚検査事業の流れ</p> <p>2 新生児聴覚スクリーニング</p> <p>(1) 岡山県新生児聴覚検査事業の対象となる新生児聴覚スクリーニング</p> <p>(2) 新生児聴覚スクリーニングの実施</p> <p>(3) 新生児聴覚スクリーニングの結果とその対応</p> <p>(4) 新生児聴覚スクリーニング検査に要する費用の負担</p> <p>3 精密検査</p> <p>(1) 精密検査機関</p> <p>(2) 精密検査の方法</p> <p>(3) 精密検査の実施時期</p> <p>(4) 精密検査の結果とその対応</p>	<p>1. 新生児聴覚スクリーニングの意義</p> <p>2. 新生児聴覚スクリーニングから確定診断、療育のながれ</p> <p>3. 新生児聴覚スクリーニングについて</p> <p>(1) 新生児聴覚スクリーニングの種類</p> <p>(2) 各スクリーニングの対象児</p> <p>(3) 新生児聴覚スクリーニングの実施機関</p> <p>(4) 新生児聴覚スクリーニングに関する保護者への説明と同意</p> <p>(5) 新生児聴覚スクリーニングの実施方法</p> <p>(6) 新生児聴覚スクリーニング実施時期</p> <p>(7) 新生児聴覚スクリーニングの検査担当者</p> <p>(8) 新生児聴覚スクリーニング実施上の注意</p> <p>(9) 新生児聴覚スクリーニングの結果とその対応</p> <p>(10) 聴覚スクリーニング検査に要する費用の負担</p> <p>4. 精密検査について</p> <p>(1) 精密検査機関</p> <p>(2) 精密検査の方法</p> <p>(3) 精密検査の実施時期</p> <p>(4) 精密検査の結果とその対応</p>

<p>4 関係機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 岡山県の役割</li> <li>(2) 市町村の役割</li> <li>(3) 保健所の役割</li> </ul> <p>5 フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新生児聴覚スクリーニング後のフォローアップ</li> <li>(2) 新生児期に発見不可能な聴覚障害及び新生児聴覚スクリーニング偽陰性例への対応</li> <li>(3) 聴覚障害者への公的助成制度</li> <li>(4) 言語能力の評価</li> <li>(5) 長期フォローアップ体制の構築</li> </ul> <p>6 療育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 療育機関での療育の重要性</li> <li>(2) 難聴幼児に対する初期介入</li> <li>(3) 0-1歳児における療育の概略</li> <li>(4) 乳児期における指導スケジュール</li> <li>(5) コミュニケーションの方法</li> <li>(6) 療育・教育機関</li> </ul>	<p>5. 療育について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 療育機関での療育</li> <li>(2) 難聴幼児に対する初期介入</li> <li>(3) 0-1歳児における療育の概略</li> <li>(4) 乳児期における指導スケジュール</li> <li>(5) コミュニケーションの方法</li> <li>(6) 療育・教育機関</li> </ul> <p>6. 地域社会における支援ネットワークと関係機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支援ネットワークの概念</li> <li>(2) 地域社会における聴覚障害支援ネットワーク</li> <li>(3) 岡山県の役割</li> <li>(4) 市町村の役割</li> <li>(5) 保健所の役割</li> <li>(6) 個人情報の保護</li> </ul> <p>7. フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 聴覚スクリーニング後のフォローアップ</li> <li>(2) 療育成績の評価</li> <li>(3) 新生児期に発見不可能な聴覚障害及びスクリーニング偽陰性例への対応</li> <li>(4) 家庭及び地域社会への普及啓発</li> <li>(5) 聴覚障害者への公的助成制度</li> <li>(6) 言語能力の評価</li> <li>(7) データベースシステムによる長期フォローアップ体制の構築</li> </ul>
--	--



<p>用語解説</p> <p>文献</p> <p>様式集</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新生児聴覚検査依頼票・受診結果票</li> <li>2 新生児聴覚検査要再検者連絡票</li> <li>3 新生児聴覚検査事業精密検査実施報告書</li> </ol> <p>資料集</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 聴覚障害者への公的助成制度</li> <li>2 聴覚障害児療育実施機関</li> <li>3 お子さんにはお母さんの声が聞こえていますか？</li> <li>4 新生児聴覚障害のリスク因子表</li> <li>5 進行性・遅発性聴覚障害のリスク因子表</li> </ol> <p>新生児聴覚検査事業Q&amp;A</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検査に関すること</li> <li>2 療育に関すること</li> <li>3 事務に関すること</li> </ol> <p>岡山県新生児聴覚検査事業実施要綱 岡山県新生児聴覚検査推進協議会設置要綱 市町村連絡先一覧</p>	<p>用語解説</p> <p>文献</p> <p>資料 1. 聴覚障害者への公的助成制度 2. 聴覚障害児療育実施機関</p> <p>添付文書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 お子さんにはお母さんの声が聞こえていますか？</li> <li>2 新生児聴覚検査依頼票・受診結果票</li> <li>3 新生児聴覚検査要再検者連絡票</li> <li>4 新生児聴覚検査事業精密検査実施報告書</li> <li>5 新生児聴覚障害のリスク因子表</li> </ol> <p>新生児聴覚検査事業 Q&amp;A</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検査に関すること</li> <li>2 療育に関すること</li> <li>3 事務に関すること</li> <li>4 地域支援に関すること</li> </ol> <p>岡山県新生児聴覚検査事業実施要綱 岡山県新生児聴覚検査推進協議会設置要綱 市町村連絡先一覧</p>
---	---

## 岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会設置要綱

第1条 新生児聴覚検査を実施するにあたり、検査精度の維持向上を図り、検査から療育体制の充実を図るため、「岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会」を設置するものである。

### (事業内容)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 聴覚検査、精密検査の実施体制の検討
- (2) 診断確定後の療育に関する実施体制の検討
- (3) 事業の手引き及び事業実施の問題点等の検討
- (4) その他新生児聴覚検査の実施に関すること

### (委員)

第3条 協議会委員は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の構成は必要に応じ、協議会において見直すものとする

### (役員)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部健康推進課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

### (附 則)

この要綱は、平成13年6月24日から施行する。

### (附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 会 議 開 催 案 内 (公 開)

岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会を次のとおり開催します。  
なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続きに従って傍聴するものとします。

平成31年1月11日

岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会

- 1 開催日時  
平成31年1月18日(金) 19時00分～
- 2 開催場所  
岡山市北区下石井2-6-41  
ピュアリティまきび 橋
- 3 議 題  
(1) 平成29年度実績について  
(2) 新生児聴覚検査の体制について  
(3) 新生児聴覚検査事業手引きの改訂について 他
- 4 傍聴定員  
5人(報道関係者は除きます)
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。  
(2) 受付開始時刻は、当日18時45分からです。  
(3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。
- 6 会議傍聴要領  
別紙のとおり
- 7 問い合わせ先  
岡山市北区内山下2丁目4-6  
岡山県保健福祉部健康推進課  
電話番号 086-226-7329(直通)

## 岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会 傍聴要領

岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会は、岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会設置要綱に定めるところにより公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

### 1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、出席委員の3分の2以上の多数で非公開とすることを議決した場合は、非公開となります。その場合、傍聴者は速やかに退出しなければなりません。

### 2 傍聴の手続

会議の傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

### 3 傍聴できない方

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると議長が認めた場合

### 4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次のことをしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 飲食すること
- (3) 私語、談話、拍手等をすること
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと
- (6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること
- (7) その他会議の妨害となるような行為をすること

### 5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

### 6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。